

長建協発第16号
平成26年4月4日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

契約締結後における配置技術者の変更については、真にやむを得ない理由（死亡、傷病等）またはその他やむを得ない理由（工事中止、工期延長等）において同等以上の技術者がいる場合に承認されております。

しかし、昨今の技術者不足の現状において、同等以上の技術者の確保が困難な場合が考えられることから、途中交代の要件を一部緩和し、契約締結後に死亡・傷病等の真にやむを得ない場合に同等以上の技術者がいない場合の取り扱いを定めることとしました。また、契約締結前の変更の条件について整合を図るため取り扱いが定められました。

つきましては、標記について、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、平成12年12月26日付け12監第418号「一般競争入札競争参加資格確認申請等で届出のあった配置予定技術者の変更の取扱いについて」は、本通知をもって廃止となります。